

お客様各位

協同組合三浦市商店街連合会

三浦市内共通商品券払戻しのご案内

平素は三浦市内共通商品券をご愛顧いただき、誠に有難うございます。このたび、三浦市内共通商品券事業を廃止し、これに伴ってお客様がお持ちの三浦市内共通商品券について、「資金決済に関する法律第20条1項」及び「前払式支払手段に関する内閣府令第41条」の規定に基づき、払戻しを行います。

三浦市内共通商品券をお持ちのお客様は、期間内に払戻しのお申出をいただきますようお願い申し上げます。

■商品券の種類

額面500円券 1種類

協同組合三浦市商店街連合会 又は 三浦市商業協同組合 にて発行されたもの



■申出期間

平成23年10月1日（土）から平成23年12月22日（木）まで

※ 上記申出期間に申し出されないお客様は、本払戻し手続きから除斥されますので、ご注意ください。

■申出方法

加盟店及び協同組合三浦市商店街連合会に設置してあります「払戻申込書」に必要事項（1. お客様のご住所・ご連絡先等 2. 未使用券の枚数及び金額 3. 払戻金の振込先金融機関口座等）をご記入の上、必ずお手持ちの三浦市内共通商品券の未使用券を添えて当連合会事務局(三浦商工会議所2階)までご持参ください。

(受付時間：平日 9時～17時30分)

■支払方法

「払戻申込書」の記載に不備がない場合、お客様が「払戻申込書」にご記入された金融機関のご指定口座へ、振込手数料は当連合会負担にて、未使用券の額面を払戻いたします。

■払戻しの期日

多数のお申出が集中することが予想されますので、事務処理の都合上、上記お申出期間経過後から、最大で1ヶ月前後のお時間を要する予定です。また、お振込に際し、別途ご通知はいたしませんので、ご了承ください。

■払戻しができない場合

- 1) 三浦市内共通商品券が偽造又は変造されたもの
- 2) 三浦市内共通商品券の破損により証票番号の照合ができないもの
- 3) 三浦市内共通商品券の3分の1以上が滅失しているもの
- 4) その他「払戻申込書」に不備がある場合

本件に関するお問い合わせ先
協同組合三浦市商店街連合会
(平日9時～17時30分)

〒238-0243

三浦市三崎2-22-16

三浦商工会議所内

電話046-881-5111(代)

担当 水落